

ID: 390

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

| | | | |
|---|-------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 科料 | | |
| 例規名 根拠条項 | 長門市文化財保護条例 第48条から第50条まで | | |
| 例規番号 | 平成17年条例第187号 | | |
| <p>【根拠条文】 (罰金等)</p> <p>第48条 市指定文化財を損壊し、き棄し、隠匿し、又は現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為として、これを滅失し、損傷し、若しくは衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>第49条 第22条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産の管理に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、前条の罰金を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 5 月 7 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |